

30日情審第11号
平成30年7月20日

日進市長 萩 野 幸 三 様

日進市情報公開審査会
会長 堀 口 久

日進市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年1月9日付け29日都第641-1号で諮問依頼のあった公文書部分公開決定に対する審査請求について、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

日進市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月26日付け29日都第266号で行った公文書部分公開決定に係る公文書（以下「本件公文書」という。）のうち、「市が考えている最適案の事業費」に該当する部分（以下「本件非公開部分」という。）を公開しないこととした実施機関の決定については、妥当と考える。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、実施機関に対し、「①H28年度に行ったスマートインターに関する調査委託業務の成果品 ②H28年度に行ったスマートインターにかかわる勉強会の議事録及び会議資料」と内容とする公文書の公開を求め、日進市情報公開条例（平成11年日進市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成29年6月12日に公文書公開請求書を提出した。
- 2 実施機関は、本件公文書に第三者に関する情報が記録されており、第三者照会に時間を要すること及び本件公文書の量が多く、短時間に公開する公文書を決定することが困難であるから、条例第12条第2項の規定に基づき、平成29年6月21日に公開決定等の期間を延長し、審査請求人に通知した。
- 3 実施機関は、平成29年7月20日に本件公文書に記録されている情報に係る第三者に対し、条例第14条第1項の規定に基づき、公開決定等についての意見照会をした。
- 4 実施機関は、平成29年7月26日に本件公文書を部分公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- 5 審査請求人は、平成29年8月18日に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。
- 6 実施機関は、平成29年10月13日に、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項及び第5項の規定に基づき、弁明書（以下「本件弁明書」という。）を作成し、審査請求人に送付した。
- 7 審査請求人は、平成29年10月27日に行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、本件弁明書に対する反論書（以下「本件反論書」という。）を実施機関に提出した。
- 8 実施機関は、平成29年12月5日に本件反論書に対する再弁明書（以下「本件再弁明書1」という。）を作成し、審査請求人に送付した。
- 9 審査請求人は、平成29年12月11日に、本件再弁明書1に対する再反論書（以下「本件再反論書」という。）を実施機関に提出した。
- 10 実施機関は、平成29年12月25日に本件再反論書に対する再弁明書（2回目）（以下「本件再弁明書2」という。）を作成し、審査請求人に送付した。
- 11 実施機関は、平成30年1月9日に、条例第19条の規定に基づき、本件弁明書、本件再弁明書1及び本件再弁明書2の写しを添えて日進市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の内容

本件処分のうち「市が考えている最適案の事業費」に該当する部分の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 納税者であり主権者である市民に対し、スマートインターチェンジ建設事業にいくらの税金を使うのか公表し、税金の使途として適正か判断を仰ぐことは、市民の負託を受けて行政を運営する市の責務である。事業費を市民に知らせないまま当該事業が既成事実化されようとしていることは、住民自治、民主主義の原理にも反する。限りのある市の財源を何に使うか優先順位を市民が判断する機会を奪うことはあってはならない。主権者は市民であり、納税者としても税金の使途について知り、意見を言う権利がある。意思形成過程に参加し、意見を反映できこそ主権者として尊重されていることになる。
- 2 市は、建設事業の入札に当たっては事前に予定価格を公表しており、当該事業においても事前に公表して当然である。事業費を非公開とするなら、条例上の明

確な非公開理由を示すべきであるところ、実施機関の主張する非開示理由の説明は論理性を欠いている。事業費の公開がどのような因果関係により条例上の支障を生じさせることとなるのか、具体的かつ客観的な事情に基づいて立証すべきである。市は、スマートインターチェンジ建設事業に対し住民の反対を受けることが不当な混乱と思っているのではないか、反対意見があるのはやむをえないことであり、そうした意見も反映されるべきである。さらに、「外部」からの圧力や干渉等というのも、市民からの圧力、干渉等を指しているのではないか、市は、市民の市政への参加そのものを敵視しているのではないかと思えない。

- 3 情報公開条例の趣旨は原則公開であり、非公開は例外である。執行機関である市役所の一部の関係者だけが情報を知っていて、市民に情報が共有されていなければ主権者である市民が正しい判断が出来ず選挙などに反映されず民主主義が正常に機能しない。市の態度は市情報公開条例第1条「市の保有する情報を公開することにより、基本的人権としての市民の知る権利の保障と市政への参加を推進する」に反する。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書等において述べている説明を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 スマートインターチェンジ整備に要する概算事業費は、地方自治体での検討、国による準備段階調査、国・高速道路株式会社・地方公共団体などで構成する地区協議会での実施計画書の策定を経て、初めて算定されるものであり、今後審議・検討・協議していくものであるところ、「市が考えている最適案の事業費」は、市が独自に最適案だと考え算出した概算事業費であり、検討段階の未成熟な情報である。市とともに事業主体となる中日本高速道路株式会社の負担する事業費も含まれており、国等関係機関から認められたものではなく、今後の調整により、計画内容やそれに基づく事業費は相当程度変更されることが容易に想像できる。そのような情報が公にされると、国等関係機関の担当者に対して、概算事業費や負担割合等に関する個別の働きかけや責任追及等が行われることにより率直な意見の交換に消極的になるおそれ、当該政策に対する外部からの不当な圧力や干渉等の影響を受け、適正な意思決定のための調整が確保できず、検討の場における意思決定に影響を及ぼしかねず、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不確定な概算事業費という情報を一人歩きさせれば、あたかも確定した事業費であるかのような市民の誤解や憶測を招き、市民が適切な情報を得ることができず、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断したことから条例第7条第5号に該当するものとして非公開としたものである。
- 2 スマートインターチェンジの整備に要する概算事業費は、一般的な道路事業と同

様に、用地費、工事費等から成り立っている。概算事業費が公にされれば、整備範囲が推測でき、用地買収範囲の推測が可能である。計画内容や事業費だけでなく事業化も決まっていない段階で未成熟な事業費が公にされると、投機の助長や土地価格の高騰若しくは下落等を招き、結果的に地権者等に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある。また、公開を受けた者等に不当な利益を与えるおそれがあることから条例第7条第5号に該当するものとして非公開としたものである。

3 建設事業の入札にあたって事前に予定価格を公表するのは、入札者に一定の基準を示し、入札金額を検討する材料を示すためである。また、入札時には、入札に関する内容はほぼ確定しているものであり、それにより、混乱が生じることはない。本件とは全く趣旨が異なるものであり、建設事業の入札にあたって事前に予定価格を公表するからといって、本件においても公表すべきということになるものではない。当該事業費は、日進市の東郷PAにおけるスマートインターチェンジ全体の整備に要する概算の用地費、工事費等から構成されており、発注単位の工事費を示す情報ではない。また、その金額には、日進市以外の事業主体である中日本高速道路株式会社の負担する事業費も含まれている。従って、入札予定価格の事前公表を理由に公開の是非を判断することは適切ではない。

4 スマートインターチェンジ整備事業は、今後継続して、関係機関と実務的な折衝を行うこととなっており、こうした実務的な折衝の場における事務の適正な遂行とは、表面的な一般論や結論ではなく、多様で自由かつ率直な意見の交換を通じて、詳細で具体的な検討のための参考にすることに他ならない。また、他の地方自治体におけるスマートインターチェンジの検討・整備では、このような段階における事業費は公開されていない。

実務的な折衝が始められてさえいない段階で、概算事業費という事業の大枠に関わる重要な情報が無条件に公開されるということになれば、いかに精査を経た事業費ではないとしたところで、その数字を意識した議論は避けられるはずもなく、多様で自由かつ率直な意見の交換が困難になる可能性が高い。

スマートインターチェンジ整備のための折衝は、日進市の本事例以後も全国で反復されることになるのであるから、日進市と関係機関による実務的な折衝前の概算事業費を公開すれば、将来の同種の折衝という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したことから、条例第7条第6号に該当するものとして非公開としたものである。

5 不特定多数の市民の付託を受けて行政を運営する自治体としては、全てを公開することの必要性和問題点、公開時期、公開する資料の確定性及び変更可能性、変更がなされた場合の市民への影響等の諸事情を考慮した上、市民に無用な混乱が生じないよう、公開時期、公開資料を選別、判断することも自治体の責務であると考え

ている。また、市民の適正な判断は、適正な時期において、適正な内容の資料に基づいてなされるべきであると思料する。まだ、初期段階に過ぎない、かつ、今後、活発な議論を経て、変更が予想される資料を、現時点で公開した場合には、活発な議論は萎縮し、市民にいたずらな混乱を生じさせるのみと考える。

第6 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、「平成28年度スマートインターチェンジ検討業務報告書」及び「平成28年度第1、2、3回日進市内におけるスマートインターチェンジ勉強会資料及び議事録」であり、実施機関がスマートインターチェンジの誘致に向け、市が独自に作成した検討初期段階の資料の一部であり、事業主体である中日本高速道路株式会社の負担する事業費も含めた全体の事業費が記載されたものである。

本件の公文書部分公開決定による本件公文書の非公開部分は広範囲に及ぶが、審査請求人が本件審査請求の対象とした部分（本件非公開部分）は、「平成28年度スマートインターチェンジ検討業務報告書」のうち、「平成28年度スマートインターチェンジ検討業務 設計業務成果概要書」中、「2.6 概算事業費の算出」のうち「2-150」と記載された1枚上の非公開部分である。

審査請求人は、実施機関の担当者との話し合いにより、「市が考えている最適案の事業費」が記載されている文書としてこの1枚に絞り込んだとのことであるが、審査請求人に公開された当該文書は「2-150」と記した部分以外は全部黒塗りの状態であり、審査請求人には内容の判別ができないことから、当審査会において「2-150」が審査請求人のいう「市が考えている最適案の事業費」が記載されている文書に当たるかを確認し、かつ、本件公文書内に他にこれに該当する文書がないかを確認して、当審査会の審議対象である文書が「2-150」と記載された1枚であり、当審査会の審議対象となる情報がこの文書上の非公開部分であると特定した。

2 審査会の審議事項について

実施機関は、本件非公開部分は条例第7条第5号及び同条第6号に該当するものとして部分公開とする決定をした。これに対し、審査請求人は、本件処分のうち、本件非公開部分に係る処分の取消しを求めていることから、当審査会では、本件非公開部分に関する条例第7条第5号及び同条第6号該当性について判断する。

3 本件公文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第5号の趣旨及び解釈

条例第7条第5号（以下3（1）において「本号」という。）は、「市の機関並

びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるものについては、非公開情報とするものと定めている。

公開請求の対象となる公文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書となる。

このように、公開請求の対象となる公文書の中には、市の機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を時期尚早な段階で公開することによって、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され市民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼしたりすることがあり得るものと言える。

しかしながら、その一方で、「開かれた市政の実現のため、市の保有する情報を公開することにより、基本的人権としての市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もって市民主体の市政を実現する」という条例の目的に照らせば、むしろ最終的な意思決定前の情報であっても、これを公開することが必要である場合も少なくないと考えられる。

したがって、審議、検討又は協議に関する情報の公開に際しては、市がその諸活動を説明する責務を全うするという観点から、これを公開することによる利益と、最終的な意思決定前の情報を公開することにより生じる支障等とを比較衡量する必要がある。本号が掲げる非公開情報について「不当」という文言が付加されているのも、上記のような比較衡量を念頭において、当該情報の性質に照らし、公開することの利益を斟酌してもなお、非公開とすることに合理性が認められる場合に非公開とすることができるとの趣旨によるものと解すべきである。

そして、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものであり、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を

招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これは、適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。また、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

そうであるところ、条例第1条において、条例の目的として、市民の公文書の公開請求権や市の市民に対する説明責任を定め、条例第7条において、公文書は原則公開しなければならないとし、同条各号所定の非公開情報が記録されている場合に例外的に非公開決定がなされる旨定めていること等に照らすと、本号にいう「おそれ」は、単に実施機関において抽象的な危険性、可能性があると判断するだけでは足りず、客観的かつ具体的な危険性、可能性があると認められること、すなわち確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきである。

なお、審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行うべきである。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得るものである。

また、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があつた場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

(2) 条例第7条第6号の趣旨及び解釈

条例第7条第6号（以下3（2）において「本号」という。）は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他

当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、非公開情報とするものとして定め、同号アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行うが行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由がある。

市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定しているものである。

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

そこで「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的、内在的な性格に照らして、保護に値する場合のみ非公開にしうることを明確にする趣旨である。具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するものである。

「適正」という要件を判断するに際しては、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならず、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も抽象的、確率

的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。したがって、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められると解すべきである。

(3) 条例第7条第5号及び同条第6号該当性

ア 以上を踏まえて、本件非公開部分について、条例第7条第5号及び同条第6号該当性を検討する。

イ 実施機関の説明によれば、本件公文書は、実施機関がスマートインターチェンジの誘致に向け、国としての必要性を確認してもらうために市独自に作成した検討初期段階の資料であり、本件非公開部分はその一部である。

ここで、スマートインターチェンジの検討・整備の手続きは、国土交通省公表資料及び実施機関の説明によれば次のように進められる。

まず、①地方公共団体での検討として、スマートインターチェンジの必要性、周辺道路の現況・整備方針の確認等の広域的検討を行う。国として必要性が確認できる箇所等を選定されると、②国による準備段階調査(直轄調査)として、準備会(国、市、高速道路株式会社等で構成)を設立し、スマートインターチェンジの社会便益及び利用交通量、スマートインターチェンジの位置・構造、周辺道路の整備計画等の概略検討、さらにスマートインターチェンジ及び周辺施設の詳細設計、整備費用及び負担区分、管理・運営方法等の詳細検討を行い、計画の検討調整を行う。その後、③地区協議会(国・高速道路株式会社・地方公共団体などで構成)での実施計画書の策定、国への提出を経て、④国による新規事業化、整備計画決定、連結許可を受け、事業着手、開通に至る、とされている。

ウ 本件公文書は、実施機関が前記の①の段階において作成したものであり、国に対してスマートインターチェンジの必要性のある箇所であることを確認してもらうための検討初期の段階の資料である。

したがって、本件非公開部分を含む本件公文書は、市が条例第7条第5号に規定する「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であり、同条第6号に規定する「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」であると言える。

エ 次に、本件非公開部分が、条例第7条第5号に規定する「率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」、同条第6号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報かどうか検討する。

本件公文書は、前述のスマートインターチェンジの検討・整備の手続き上の位置づけからも、日進市独自で作成したものと認められる。

また、当審査会が本件公文書を見分したところ、本件非公開部分である概算事業費は、事業主体となる中日本高速道路株式会社の負担する事業費も含まれているが、それは国等の関係機関から認められたものではなく、今後の調整により、計画内容もそれに基づく事業費も相当程度変更されることが想定されるものである。なお、概算事業費は、スマートインターチェンジに接続する道路との形状や構造などによっても、スマートインターチェンジの位置、構造、関係機関との調整等によっても大きく変わるものである。スマートインターチェンジ整備のうち、高速道路から料金所までの整備は、中日本高速道路株式会社が実施主体となることを踏まえると、料金所の位置は市の事業区分に影響する大きな要因となることを読み取ることができる。

スマートインターチェンジ整備事業のように、国、県、中日本高速道路株式会社といった、立場も規模も市とは全く異なる団体が複数関係する事業においては、このような未成熟で不確定な情報が公にされた場合、それが確定的な情報であるかのように市民の間に広まり、誤解や憶測を招いた結果、実施機関が主張するように、各関係団体に対する個別の働きかけ等が行われ、圧力や干渉等による影響が生じ、各関係団体内及び関係団体間における自由で率直な意見交換や、適正な意思決定のための検討、協議を行うことが困難となることも考えられる。その結果、今後の当該事業の遂行にも支障をきたすことになると考えられる。

オ また、本件非公開部分は、東郷パーキングエリアにおけるスマートインターチェンジ全体の整備に要する概算の用地費、工事費等から構成されている。スマートインターチェンジは東郷パーキングエリアから周辺道路に接続する限定的な道路整備であるため、整備範囲が特定されやすく、用地買収範囲も推測することが可能になると考えられる。計画内容や事業費のみならず、事業化も決まっていないような状況で、本件非公開部分を公にすれば、それが確定的な情報であるかのように市民の間に広まり、対象地域の土地価格の高騰を期待した投機的買収が行われ、不当な利益を得、不利益を被る市民が生じることも否定できない。

カ スマートインターチェンジ建設事業は、もしそれを実施するとすれば多額の税金の投下を必要とするものであって、日進市の財政に少なからぬ影響を与え

るものである。したがって、審査請求人も主張するとおり、納税者であり主権者である日進市民に対し、当該事業を行う場合にどの程度の事業費が必要になるのかを明らかにし、税金の使途として適正か判断を仰ぐことは、行政を運営する市の責務であると考えられる。このような情報について、当該事業の推進が既定事実化してから公開されたのでは遅きに失するのであって、実施機関においては、事業費の額が未確定の段階であっても表現を工夫するなどして、可能な限り早期にこの点に関する情報を公開することが望まれるところである。

しかしながら、本件非公開部分に関しては、前記のとおり、本件公文書が作成された経緯、本件公文書作成の趣旨、作成時期、その内容、さらには今後の展開等を踏まえると、ここに記載された情報は、条例第7条第5号にも同条第6号にも優に該当していると認められるものである。したがって、これを非公開としたことについては、妥当であると言わざるを得ない。

4 結論

以上の理由から、本件公文書のうち、「市が考えている最適案の事業費」に該当する部分を公開しないこととした実施機関の決定については、妥当と考える。ただし、上記したとおり、可能な限り早期に当該事業費に関する情報を市民に公開することが望まれる。

第7 答申に関与した委員

堀口久、高橋洋、鎌倉友一、河村敏文、井上昌子